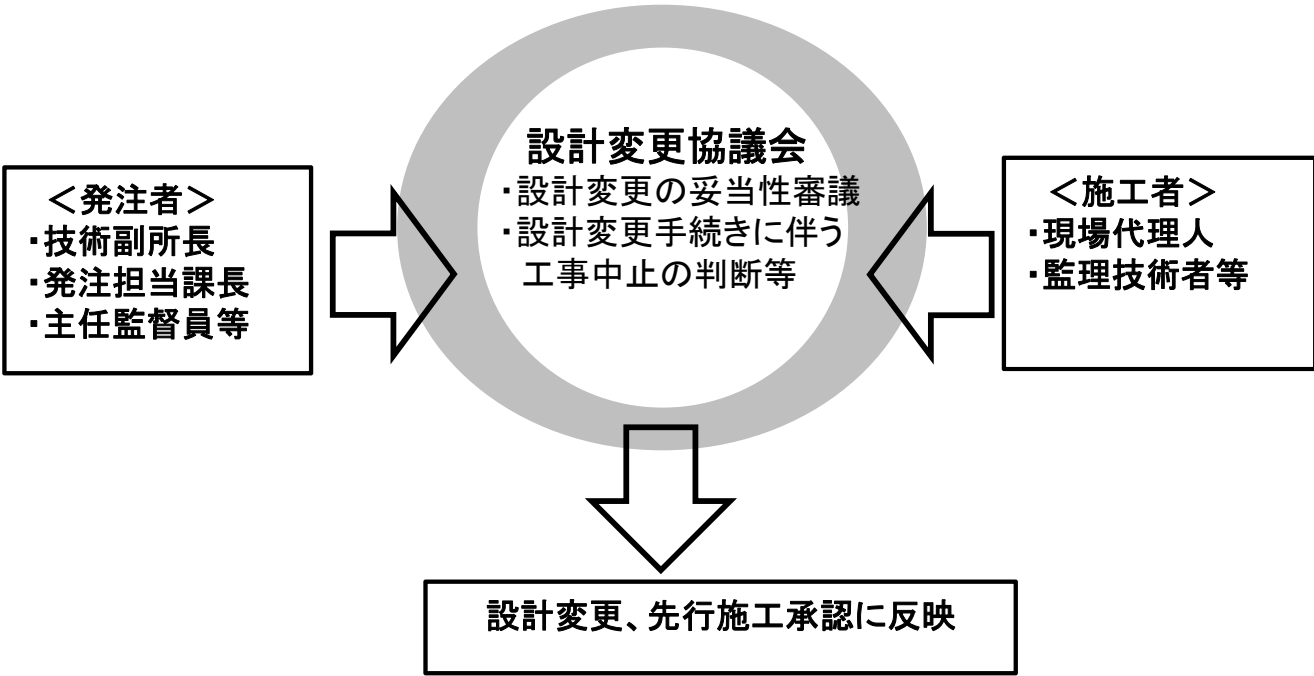


3. 施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり(施工効率化向上))

③設計変更協議会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的に、発注者と受注者が一堂に会して設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事の中止等の協議、審議等を行う。尚、協議会は原則1回以上開催する。



【やりとりの例】

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

【対象】 全工事対象

・「設計変更協議会」の開催の可否、ならびに時期については、監督職員と協議を行い決定